平成２８年（フ）第２４１４号
東京都大田区大森東４丁目32－１
破産者　齋藤　　斉
１　決定年月日　平成28年７月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２４１９号
東京都北区赤羽１丁目46番７号
破産者　株式会社ネクステージ
１　決定年月日　平成28年７月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２４２０号
千葉県八千代市八千代台南１丁目16－２－105、開始決定時の住所東京都北区赤羽１丁目46－７－401
破産者　田口　恵子（開始決定時の姓芝山）
１　決定年月日　平成28年７月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２４２８号
東京都葛飾区東四つ木４丁目27番３号
破産者　有限会社正栄電設
１　決定年月日　平成28年７月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２４３２号
東京都品川区小山５丁目９番17号
破産者　株式会社ウィンキューブ
１　決定年月日　平成28年７月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２４４２号
東京都大田区大森東４－32－１
破産者　有限会社ジャパンヒット環境
１　決定年月日　平成28年７月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２７７７号
東京都豊島区雑司が谷２丁目２－９
破産者　武井　　茂
１　決定年月日　平成28年７月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２８７９号
東京都江戸川区江戸川５－１　２－404、開始決定時の住所東京都足立区小台１丁目13－26　コーポ足立小台
破産者　齋藤　建二
１　決定年月日　平成28年７月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２８８９号
神奈川県横浜市泉区和泉町5626－12－112
破産者　竹内　昌典
１　決定年月日　平成28年７月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３００８号
東京都江東区南砂５丁目24－17－503
破産者　冨山　一義
１　決定年月日　平成28年７月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３１０４号
東京都墨田区文花３丁目２－２
破産者　伊藤　昭文
１　決定年月日　平成28年７月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３１２７号
東京都豊島区池袋本町１丁目17－４－602
破産者　本堂　幸男
１　決定年月日　平成28年７月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３１２８号
東京都大田区中馬込２丁目５－10　第二飯島ビル201
破産者　本堂　幸子
１　決定年月日　平成28年７月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３１３６号
東京都練馬区豊玉南２丁目17－７－104
破産者　吉田　子優
１　決定年月日　平成28年７月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３１８６号
東京都世田谷区北烏山５丁目６－10
破産者　平野　賢治
１　決定年月日　平成28年７月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３２５６号
東京都中野区江古田４丁目６－２－303　廣田方
破産者　小林　啓介
１　決定年月日　平成28年７月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第９４１１号
東京都港区芝浦４丁目８－12－708
破産者　堀川　清功
１　決定年月日　平成28年７月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第９８５３号
東京都大田区中央６丁目30番５号
破産者　三木屋宮坂商事株式会社
１　決定年月日　平成28年７月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１２号
埼玉県吉川市美南２丁目15－10
破産者　細川　美樹
１　決定年月日　平成28年７月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第８８１号
東京都足立区花畑８丁目３－２－408
破産者　高橋八重子
１　決定年月日　平成28年７月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１１８０号
埼玉県越谷市登戸町26－46－102
破産者　長谷川浩一
１　決定年月日　平成28年７月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１１９１号
東京都練馬区旭丘２丁目11－３
破産者　森山　　稔（旧姓飯島）
１　決定年月日　平成28年７月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部